

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（21年4月1日現在）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業
38時間45分	7時間45分	午前9時	午後5時30分

休息は正午～午後0時15分、休憩は午後0時15分～1時

施設など特別な勤務形態をとる職場については、始業・終業時刻が異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の状況（20年度）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
20,326日	6,015日	529人	11.4日	29.6%

年度途中の退職者や派遣職員などを除きます。

(3) 主な特別休暇の種類等

種類	付与期間
健康管理	1暦年につき2日以内
父母等の祭日（法要）	1暦年につき2日以内で必要と認める期間
結婚	8日以内で必要と認める期間
配偶者の出産・育児支援	6日以内で必要とする期間
妊娠障害	7日以内で必要と認める期間
出産	産前産後それぞれ8週間
育児時間	・生後1歳までは1日90分 ・1歳～1歳6か月は1日45分
妊娠中の通勤緩和	1日2回各30分
子等の看護	・1暦年につき、小学校就学前の子の場合は5日以内、小学生以上の子、配偶者及び父母が入院した場合は3日以内で必要な期間 ・小学生までの子が学校伝染性疾病にかかった場合は、1疾病につき5日以内で必要な期間
骨髄提供	必要と認める期間
永年勤続におけるリフレッシュ	1暦年につき、在職10年は3日以内、在職20年及び30年は5日以内
夏季休暇	7日以内
忌服休暇	続柄に応じ付与（例）配偶者は10日、父母・子は7日など

4. 分限および懲戒処分の状況（20年度）

分限処分	懲戒処分
病気休職 21件 起訴休職 1件	-

5. 服務の状況（20年度）

職務専念義務の免除	営利企業等の従事許可
257件	2件

職務専念義務が免除されるのは、研修や福利厚生事業などに参加する場合などです。

営利企業等の従事許可とは、営利企業その他の団体の役員などの地位を兼ねる場合などに、任命権者の許可が必要となるものです。

6. 研修および勤務成績の評定

(1) 研修の状況（20年度）

人事課主催研修

新入職員 研修	OA研修	人権研修	交通安全 研修	環境研修	その他 特別研修
15人	19人	56人	37人	128人	181人

派遣研修

大阪府	マッセ大阪	全国市町村 国際文化研究所	河北研修 協議会	その他 派遣研修
0人	111人	14人	12人	96人

各機関などにおける研修

教育 委員会	消防 本部	市議会	農業 委員会	選挙 管理 委員会	監査 委員	水道局
237人	3人	6人	5人	20人	8人	36人

(2) 自己啓発に関する経費助成（20年度）

通信教育講座・連続講座修了 9件（法律・契約講座、語学、手話、パソコン）

資格取得 6件（小型移動式クレーン、介護支援専門員、ガス溶接、簿記2級）

(3) 勤務成績の評定の状況（20年度）

職員の資質向上を目的に、所属長が職員への指導などを行う中で、職員に対する評価を行い、人事配置や職員の処遇に反映しています。

7. 福祉および利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況（20年度）

職員の健康管理を目的に定期健康診断をはじめ各種特殊健診を実施しました。

主な健診内容	受診者数
定期健康診断	661人
有機溶剤従事者健診（年2回）	8人
VDT作業健診	61人
頸肩腕痛・腰痛検査	30人
乳がん健診	31人
B型肝炎抗体検査	97人

(2) 福利厚生状況（20年度）

地方公務員法で義務付けられている職員の福利厚生については、交野市職員厚生会と大阪府市町村職員互助会（府内42市町村などで構成）で実施しています。

大阪府市町村職員互助会では、事業主負担率の引き下げ、廃止を含めた事業の見直しを行い、平成20年度末をもって解散しました。

交野市職員厚生会では、大阪府市町村職員互助会の解散に伴う職員の福利厚生事業について見直しを行いました。

（平成20年度）

区 分		交野市職員厚生会	大阪府市町村職員互助会
会 費	掛金率	月額 400 円	給料月額の 6/1000
	掛金額	市	11,859 千円
		水道局	801 千円
負担金	負担率	年額 4,800 円	給料月額の 3/1000
	負担額	市	5,936 千円
		水道局	400 千円
事 業 概 要		健康管理・増進事業、宿泊施設 利用補助事業、レクリエーシ ョン事業など	福利厚生事業、給付事業など

(3) 公務災害補償の状況（20年度）

公務災害申請件数	通勤災害申請件数
10件	3件

8. 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況（20年度） 該当なし

職員は、地方公務員法により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（20年度） 該当なし

職員は、地方公務員法により、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。